

みさと公園内行為許可申請について

一般利用ではないご利用（公園ルールの範囲ではできない利用）や場所を占領するような利用、イベント催し、営業行為、撮影利用（少人数での個人撮影を除く）などの利用をする場合は、予め打合せしたうえで申請いただく必要があります。全てのご相談に対し許可できるわけではありませので、ご了承ください。

利用の種類	例	利用料金（埼玉県民料金） ※県外の方は1.5倍
物品の販売、その他の営業行為、興行	教室開催、運動クラブ、企業活動、演芸	1㎡あたり 3円
フリーマーケット	フリーマーケット	1㎡あたり 2円
業として行う写真の撮影	新聞取材写真、雑誌撮影、お客様を誘致した撮影、撮影会	1時間あたり 1,570円
業として行う映画等の撮影	CM撮影、テレビ撮影、商品紹介動画	1時間あたり 4,500円
競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し	運動会、一般利用ではできないスポーツ、参加者を募るイベント、一般来園者向けイベント	1㎡あたり 2円

※基本的には公園管理事務所の営業時間内（8:30～17:00）で対応しております。それ以外の時間は、別途ご相談ください。

※利用料金の計算について

- < 県外に住所を有する者が申請する場合 > 上表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額となります。
- < 100円に満たない場合 > 100円となります。
- < 100円以上の場合 > 10円未満を切り捨てた額となります。
- < 面積が1㎡未満の場合や1㎡未満の端数 > その面積、もしくは端数を1㎡として計算します。
- < 利用時間が1時間未満の場合や1時間未満の端数 > その時間、もしくは端数を1時間として計算します。

例：埼玉県外の会社がテレビ撮影を9:30～12:00に行う場合

1時間あたり4,500円の1.5倍で6,750円、2時間30分は3時間として計算をするので、6,750円×3時間＝20,250円を行為許可実施日に現金でお支払いいただきます。

※電気、ガス、水道、下水道を使用する場合、または特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収します。しかし、利用が許可できない場合もあります。

【申請の流れ】

- ①まずは公園担当者へ、窓口もしくは電話、メールにてご相談ください。
ご利用目的、使用機材、日時、場所や広さ、参加人数等をお伺いして、受け入れ可能か判断させていただきます。
電話：048-955-2067（9:00～17:00） メール：info-misato@seibu-la.co.jp
- ②受け入れ可能な場合は申請書を作成していただきます。書式はHPからダウンロード可能です。
- ③申請書ご提出後、公園担当者が許可証を発行いたします。
- ④当日は公園管理事務所にて受付・支払を済ませてからご利用ください。お釣りがないようにご準備ください。
キャンセルの場合は当日ご利用時間前までにご連絡いただければキャンセル料は発生しません。

※申請書をお送りいただいただけではご利用いただけません。許可証を発行した場合のみ有効となります。
円滑な申請処理をおこなうためには、申請前にご相談のご連絡をお願いいたします。